○総務省令第三十号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）附則第二条第四項の規定に基づき、公営競技納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣　高市　早苗

公営競技納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令

公営競技納付金の納付に関する規則（昭和四十五年自治省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（公営競技の収益の額の算定方法） **第一条**　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号。以下「令」という。）附則第二条第四項第一号の公営競技の収益の額（次条、第三条、附則第二条及び第三条において「公営競技の収益の額」という。）は、施行団体（令附則第二条第一項の施行団体をいう。以下同じ。）について、第一号から第六号までに掲げる金額の合計額から第七号から第十号までに掲げる金額の合計額を控除した金額とする。 ［一～四　略］ 五　当該年度において公営競技会計から支出した金額（第一号及び第三号の金額を除く。）のうち公営競技の開催に要する経費及び公営競技施設の改善その他公営競技の公正かつ円滑な施行に直接必要な経費（これに充てるために積み立てたものを含む。）に係る金額（以下「事業内支出」という。）以外の金額（以下「事業外支出」という。） ［六～十　略］ （事業内支出に充てるための積立てが事業内支出以外に充てられた場合における公営競技の収益の額の特例） **第三条**　事業内支出に充てるために積み立てたものが令和二年度以降の各年度に事業内支出以外の経費に充てられた場合、当該年度前の各年度における公営競技の収益の額については、当該積み立てたものに係る金額に当該充てられた額を当該年度の前年度末における積立ての合計額で除した割合を乗じて得た金額を、その合計額が当該充てられた額に達するまで当該年度前の直近の年度から順次事業内支出以外の経費とみなして当該収益の額に含めて改めて算定するものとする。この場合、当該年度前の各年度の公営競技納付金（令附則第二条第一項の公営競技納付金をいう。）については、改めて算定した公営競技の収益の額に基づいて算定した額が改めて算定する前の公営競技の収益の額に基づいて算定した額を超える場合には、その差額を納付するものとする。 **附　則** （令和元年度から令和七年度までの各年度における公営競技の収益の額の特例） **第三条**　令和元年度から令和七年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条の規定の適用については、当該金額を事業外収入とみなす。 ［一・二　略］ ２　令和元年度から令和七年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条の規定の適用については、当該各号に掲げる金額を事業外支出から控除するものとする。 ［一～三　略］	（公営競技の収益の額の算定方法） **第一条**　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号。以下「令」という。）附則第二条第四項第一号の公営競技の収益の額（次条、附則第二条及び第三条において「公営競技の収益の額」という。）は、施行団体（令附則第二条第一項の施行団体をいう。以下同じ。）について、第一号から第六号までに掲げる金額の合計額から第七号から第十号までに掲げる金額の合計額を控除した金額とする。 ［一～四　同上］ 五　当該年度において公営競技会計から支出した金額（第一号及び第三号の金額を除く。）のうち公営競技の開催に要する経費及び公営競技施設の改善その他公営競技の公正かつ円滑な施行に直接必要な経費（これに充てるために積み立てたものを含む。）に係る金額以外の金額（以下「事業外支出」という。） ［六～十　同上］ ［新設］ <